平成２８年（フ）第１１号
長野県茅野市中大塩12番地12
債務者　庄毛　加奈（旧姓廣前）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１１号
長野県飯田市松尾新井6719番地１
債務者　木下　恵介
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１３号
三重県名張市大屋戸460番地
債務者　稲森　一文
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１４号
三重県名張市大屋戸460番地
債務者　稲森あゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第６号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿2225番地97
債務者　城　　和正
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第３７５号
滋賀県野洲市小南489番地26、前住所滋賀県野洲市野洲1708番地１　ドリーム21　502号
債務者　櫻井　広美（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
大津市大将軍３丁目10番26号　コートハイムＭＵＲＡＪＩ205号室、前住所大津市赤尾町３番２号　グリーンマンション赤尾202
債務者　武下　　司
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
大津市晴嵐１丁目１番11号ソアール402
債務者　磯部　晃一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
滋賀県守山市石田町910番地15、前住所滋賀県守山市播磨田町435番地の２　ラフィーネ守山410号
債務者　井上　陽一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６号
滋賀県守山市石田町910番地15、前住所滋賀県守山市播磨田町435番地の２　ラフィーネ守山410号
債務者　井上　竜二
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
滋賀県守山市石田町910番地15、前住所滋賀県守山市播磨田町435番地の２　ラフィーネ守山410号
債務者　井上　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
滋賀県米原市下多良１丁目92番地　アビアフェニックス105号
債務者　山下　秋子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
兵庫県姫路市夢前町置本103番地８
債務者　山田　宏行
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８９号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　加古川船頭高層Ｃ－722号、従前の住所兵庫県高砂市阿弥陀町北池91番地　サンシティ北池Ａ棟102号
債務者　中村かおり
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１号
奈良県香芝市逢坂５丁目593番地１　ソシアＥ101号
債務者　小宮亜砂美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
奈良県橿原市北妙法寺町６番地の19、住民票上の住所奈良県橿原市地黄町296番地の６
債務者　岡本　博子（旧姓前防・大河内）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係